

総務常任委員会

1 開 議 令和7年6月16日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第 3号 日本政府に核兵器禁止条約署名・批准を求める意見書提出に関する陳情

日程第2 議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第37号 大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬	重嗣	出席
副委員長	藤田	善幸	出席
委員	菊池	久光	出席
	大豆生田	春美	出席
	小野寺	尚武	出席
	深澤	正夫	出席
	伊賀	純	出席

当局	総合政策部長	磯	雅史	出席
	経営管理部長	鈴木	浩行	出席
	政策推進課長	大久保	泰志	出席
	情報政策課長	遠山	雅之	出席
	総務課長	遠藤	久子	出席

事務局	宇津野	豊	出席
	三輪	律子	出席
	伊東	佳子	出席
	高橋	洋陽	出席
	土屋	大貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎陳情第3号 日本政府に核兵器禁止条約署名・批准を求める意見書提出に関する陳情

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、陳情第3号 日本政府に核兵器禁止条約署名・批准を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情第3号の説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

○事務局（三輪律子） 陳情第3号につきましてご説明をさせていただきます。

陳情名は、日本政府に核兵器禁止条約署名・批准を求める意見書提出に関する陳情でございます。提出者は、栃木県那須塩原市埼玉389-7、平和と憲法を守る！栃木県北市民ネット、共同代表、印南敏夫氏でございます。

5月20日に受理いたしました陳情第3号 日本政府に核兵器禁止条約署名・批准を求める意見書提出に関する陳情につきまして、趣旨のご説明をさせていただきます。

2021年に発効した核兵器禁止条約の現在の署名国は94か国、批准国は73か国であります。日本はまだ署名も批准もしておりません。原爆被害を体験した日本が、世界に向けて核兵器廃絶を訴えることが極めて重要であり、速やかに核兵器を全面的に禁止させる同条約に署名し、国会で批准するよう、地方自治法第99条に基づき、国への意見書の提出を求める内容でございます。

事務局からは以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 会議を再開いたします。

これより陳情第3号に対する意見を行います。

陳情者に意見陳述をしていただいたわけですから、それぞれの委員の皆さんに疑問点なり、何か問題点なり意見を述べていただきたいと思います。

では、菊池委員から順にお願いをいたします。

菊池委員。

○委員（菊池久光） 1点確認。

委員長、もし分かればというか、確認したいのですが、多分ほかの県内自治体にも同じような陳情を提出されているかと思うのですが、その状況等は。

○委員長（高瀬重嗣）事務局。

○事務局（三輪律子） この陳情をいただきまして、大田原市を含めまして県内14市の過去の採択、不採択の状況を確認いたしましたところ、採択4市、不採択7市、ただこの不採択7市のうち1市、日光市は、不採択後、別途議員案としております。議長預かりは2市、提出なしが1市という状況であります。

さらに、栃木県におきましては、令和2年及び令和5年の2度、同様の趣旨の陳情が提出されておりますが、どちらも不採択となっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） こちらは核に関する内容でございますので、内容については十分分かりますし、大田原市の場合は非核平和都市宣言というのもしているわけですから、十分内容については分かるのですが、ちなみに県内自治体で、県議会も不採択ということなのですが、不採択になった理由というのは分かりますか。

○委員長（高瀬重嗣） 事務局。

○事務局（三輪律子） 不採択になった理由としましては、外交政策や安全保障といった国の専権事項を地方議会の委員会で議論することは、差し控えるべきというような内容で不採択ということになっています。

○委員長（高瀬重嗣） では、大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 核なき世界を目指すということに対しては、本当に一日も早くという思いで、これは大賛成なのです。

ただ、今の日本国を見たときに、この3月に核禁止の条約の会議が開かれておりまして、公明党のほうでも、オブザーバーとして総理に参加していただけませんかというようなお話は、要望としてさせていただいておりましたが、最後までそれは通ることはありませんでした。その中で、公明党として1人議員がオブザーバーとして参加させていただいております。

オブザーバーとしてできるということは、会議の中で、口頭での声明発出や書面などでの声明提出が認められておりまして、書面で提出されたものは、この会議参加国の代表団に渡されるものとなっております。たとえ今、日本が、核禁止条約に参加できないとしても、その理由をオブザーバーとして会議の場で説明することは、大切なことなのではないかとは私も思っております。

現実、オブザーバーとして参加するまでもいかないという国の状況を見たときに、やはり政府間でしっかりとした話合いがなされているのかどうなのかということも今疑問に思っておりまして、やはり一気に加盟まで持っていくということは、非常に難しい状況なのではないかなとも思っています。ですので、今後日本に期待することは、しっかりと政府間で、この問題について、いち早く加盟に持っていけるような話合いをしっかりとさせていただきたいなということを思っています。

ですので、この私たちの地方から、確かに声を出していくことは大事なことではあるとは思いますが、日本の今の環境を見たときに、段階的に進めるべきではないのかと思っております、これは国の

お話であって、地方からの意見まで出していくということに関しては、今のところ必要ないのではないかと
いうことを思っています。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員、よろしくお願いします。

○委員（小野寺尚武） ご苦労さまでした。大変難しい問題だと思っているのです、私も、これは。特に地
方から率先してということは、ちょっと時期尚早ではないかと私はそう思っております。私もよく理解し
ています。だけれども、もし認める、認めないであるのだったら、地方議会であるのだったら、全会一
致で皆さんがということではなくてはならないだろうと思っています。

そのようなことで私は考えるべきだと思っております。

○委員長（高瀬重嗣） では、伊賀委員、よろしくお願いします。

○委員（伊賀 純） 本当に皆さんそれぞれの思いは、私は平和についての思いは一つだと思っています。
ただ、それまでのいろいろな調整というのがあるのかもしれませんが、でも、私は、やはり一つ基本の柱と
して、唯一の被爆国である日本の立場を明らかにするべきであって、そしてそのために、先ほども大豆生
田委員がおっしゃっていたけれども、オブザーバーとしても出席をしないというような状況というのは、
私は本当にどうしてなのだろうという思いがとてもあります。

いろいろな皆さん、これから日本がどんなふうに使われていくのだという、そういう議論というのはこ
れから大切だと思っていますけれども、でもやはり基本、平和の基本への旗というのは出すべきであって、
その旗の下での調整というか、それに歩いていく姿というのは、とても大切なことではないかと私は思っ
ています。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 深澤委員、お願いします。

○委員（深澤正夫） 私も、被爆があって、原則平和、こういうことについては賛成なのですが、今
言った、国とか、そういうのがやっていないのに、地方からあれするのではない。国が認めたから、地域
の大田原市でも何とかお願いしますというのなら分かるのだけれども、今その辺が分からないので、私の
ほうは、そういう被爆国、被爆者の考え方については、こういう時代の中では分かるのですよね、やって
いること。だけれども、国が、なぜ地方に出すのだという意味が分からないものですから、私はもうちょ
っと考えてもいいのではないかなと。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 藤田委員、お願いします。

○委員（藤田善幸） 核兵器廃絶というのは、やはり次世代を考えたときには、私たち大人が絶対的に考え
ていかなければいけない義務だとは強く思っております。

ただ、実際この核兵器に関しての話合いというのも、もちろんこれは一つの武器といいますか、手段の
方法でありまして、根本的には戦争、とにかく争いがなくなる、こちらのほうが私は大事なことだと思っ
ております。

この戦争とか、そういうのに関しましては、こういった地方のほうでの話合いというよりは、やはり地
方から代表になっている方たちが、ぜひ国会のほうで議論していただき、そちらの方たちが役目を果たし

ていただく形の話合いだと思っておりますので、もちろん根本的にこのお話というのは、同意といえますか、するところはあるのですが、これをここの地方議員で議論する内容ではないのではないのかなというのが私の意見として思っているところでございます。

○委員長（高瀬重嗣） では、委員長ではなくて委員の立場として、私の意見も申し述べさせていただきます。

以前私が委員長を努めていた民生文教常任委員会で長崎を訪れたときに、視察先の最初に長崎の原爆の資料館を訪れたことがありました。そのときには、事務局にも、長崎を訪れる限りは最初にここに行くのが筋だということで伺いました。

この核兵器を廃絶するというのは、多分日本人だけではなく、全世界の人類の願いであろうと、一部の人を除いた願いであろうと思っています。ただ、この核兵器をなくすという枠組みはずっと、投下されてから80年たちましたが、いろんな道筋を通っています。

今は、多分核拡散防止条約の下で開かれているのですが、そこからは北朝鮮が脱退をしてしまいました。それでも核拡散防止条約、不安定ではありますが、まだ核兵器を所有している国が残っている。そうすると、唯一の被爆国である我々は、そこを軸に、核兵器所有国の立場、それから核兵器を持たない人たち、それから核兵器で被害に遭った我々というのを、ちゃんとバランスよく取っていくことが重要だと思っています。その点で、核兵器を全面禁止するこの条約であると、全ての核保有国はもう同じステータスで批判をされてしまうようなことになってしまう。そうすると、進む交渉も進まないのではないかなと個人では感じています。

ですから、私は、この趣旨というか、核兵器は廃止すべきだとは思いますが、これを軸にこの条約に加盟するということは、避けたほうがいいのではと考えております。

以上、私の意見です。

ほかに、ほかの委員の意見を聞いて、何か考えた方とかいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ほかに意見はないようですので、陳情第3号に対する意見を終わります。

それでは、採決をいたします。

皆さんの意見を聞いたところで話をしますが、陳情第3号について不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

陳情第3号につきまして、採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（高瀬重嗣） 起立少数であります。

よって、陳情第3号 日本政府に核兵器禁止条約署名・批准を求める意見書提出に関する陳情については、不採択とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（高瀬重嗣） それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

当局の出席者は、磯総合政策部長、鈴木経営管理部長、大久保政策推進課長、遠山情報政策課長、遠藤総務課長です。

◎議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第2、議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

磯総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） それでは、議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、既に本会議において、初日にご説明させていただいたところでございますが、本日担当の大久保政策推進課長より改めて説明させますので、よろしくをお願いします。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書216ページ、補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、総合計画策定に当たりましては、本条例に基づき、大田原市総合計画審議会を設置し、総合計画に関する事項について調査、審議の上、結果を市長に答申するとしております。次期総合計画におきましては、各施策の進捗状況を審議会に報告の上ご意見をいただき、施策の効果検証や適切な見直しに反映できるようにするため、新たに所掌事項を追加するとともに、策定が終了したときに終了する委員の任期を2年と改めるため、改正するものであります。

それでは、改正内容について説明いたしますので、214ページの議案書新旧対照表を御覧ください。改正前（旧）の欄に掲げる規定を、同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

初めに、設置を規定する第1条ですが、第2条の所掌事項の追加に伴いまして、「総合計画を策定するため」としていた規定を「総合計画に関する事項を審議するため」と改めます。

次に、所掌事項を規定する第2条ですが、規定文を号建てに改め、第1号として改正前に規定しておりました、市長の諮問に応じた調査、審議及び結果の答申に関する規定を規定し直すとともに、第2号として「総合計画の進捗状況について、必要な助言等を行うこと。」を加えます。

215ページに移りまして、第3条は所要の文言の整理であります。

次に、任期を規定する第4条ですが、総合計画の審議が終了したときまでとしていた任期を「2年とし、再任を妨げない。」と改めます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものと規定いたします。

以上で議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） ちょっとお尋ねします。

委員の任期を2年とし、再任を妨げないということですね。これは、今回の総合計画の改正から、公布の日から施行するとなっているのですけれども、そう理解してよろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） そのとおりです。今回の策定から委員の任期を2年といたします。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） おかしいなと思うのですけれども、実は現在やっている基本計画、後期の基本計画の策定、そのときに、これと同じようなものが出ていて、令和2年11月5日から審議が終了するまでと委員を任命しているのです。それと同時に、既に任期は終了するまでと後期計画のときにうたっているのですけれども、そのずれは関係ないのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 後期計画を策定したときに、委員16名になるのですが、委嘱、任命いたしまして、後期計画策定が終わった際に委員の任期が満了で、そこで委員は今いない状況です。今回新たに総合計画を策定するために、新たに委員の委嘱、任命をする予定で、その任命する委員に対しまして、2年とする任期を設けるものでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） そのところがちょっと。そうであれば、もっとはっきりと書くべきだと、明示すべきだと思っているのです。後期の委員を見ると、任期は令和2年、2020年11月5日から審議が終了するまでとなって任命しているわけです、17名ですね。そうすると、今回の改正ですと、任期を2年として、再任は妨げないとなっているのですけれども、もう少しはっきり。なぜそのときやらなかったのかなと思っているのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 今回任期を設けた大きな理由といたしましては、第2条、所掌事項の第2号に新たに「事業の進捗状況に対する助言等」という規定を設けまして、今までは策定と同時に委員の任期が満了していましたが、これからはつきましては、常時委員がおりまして、2年という任期を設けながら、引き続き事業の検証を続けていくということで、今回任期というものを設けたところでございまして、先ほど申しましたとおり、所掌事項に検証事項を設けたというところでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） それでは、新たな計画の上での審議会のメンバーの人数と、それからここに再任

と書いてありますが、この再任の決め方は、本人の希望なのか、それとも市からのお願いなのか伺います。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 今回委員の任期につきましては、一般質問で総合政策部長のほうから答弁させていただきましたが、新たな組織といたしましては、今国が示しております産、官、学、金、労、言の委員で構成されている未来創造戦略推進会議を中心とした委員構成で考えておりました、委員数につきましては、今定数であります20名での組織を考えているところでございます。

これから条例の議決をいただいた後に、委員の各団体に推薦依頼ということでお願いする。また、公募委員の募集の手続というのも含めて考えます。よろしいですか。

（何事か言う人あり）

○政策推進課長（大久保泰志） 再任につきましては、また改めてその団体のほうに推薦のご依頼をする予定で考えております。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、メンバーは20人以内ということになっておりますが、最低何人欲しいという人数というのはあるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 特にそういうものは考えていないのですが、前回の話をさせていただきますと、前回の基本構想、前期基本計画を策定したときに、委員が20名でした。後期基本計画のみ策定したときに、委員が16名、そして未来創造戦略推進会議、今組織があるのですが、その委員も今20名ということで、重複している委員もおりますので、今回新たな組織につきましても、今20人ぐらいということで考えているところでございます。

○委員長（高瀬重嗣） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 委員の推薦の依頼をするときに、男性、女性という割合というのが、これからとても大きいのではないかと思うのですけれども、その推薦依頼のときに、女性は何%ぐらい、本当は半分、半分だと私は思っていますけれども、そういう依頼の仕方というのはされているのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 団体によっては、女性の推薦をお願いしますという団体もございます。政策推進課では、男女共同参画も推進しております、審議会比率の目標が40%でございますので、それを考慮しまして、女性の比率と委員の構成のほうは考えていきたいと考えております。

○委員長（高瀬重嗣） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この目標40%というお話を今伺ったのですけれども、何か働きかけとか、その40%にするべく、その方策という、何か具体的なことがあったら教えてください。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 具体的に何ということは難しいのですけれども、庁内のほうで一つの目標として、達成できるように、組織構成を考える際は、この件も考慮して組織のほうをお願いしますということで、庁内の周知は図っているところでございます。

○委員長（高瀬重嗣） 磯総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 私から、女性の比率について補足させていただきたいと思います。

推薦のご依頼を団体に差し上げるときに、女性をお願いしますとかというのはなかなか、それも逆に問題があるのかなと思いますので、文章の中に明記するというのではなくて、女性の方がいらっしゃれば、市としてもぜひ女性の方を推薦していただきたいというやり取りはさせていただきたいと思うのです。

ただ、各種団体がやはり男性構成が多いのです、実際には。だから、なかなか女性の方を推薦していただくというのが難しいところなのですけれども、政策推進課としてはできる限り、公募委員の方も、できれば女性の方に入っていただきたいかなと思っていますので、できる限りの女性の比率を、前回後期基本計画のときも、女性の比率が低かったので、私は担当の課長だったのですけれども、各課に女性をぜひ委員として上げてくださいとお願しているのに、自分たちが低かったというのもあるので、今回も女性のメンバー、フィフティ・フィフティ、5・5にはいかないと思うのですが、できる限り割合を高くするという事はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 今伊賀委員からも女性の比率とか、そういった内容の質疑があったので、関連してどうか。

今までと内容的には変わらない、第3条の部分なのですが、その他市長が必要と認める者というところが変わる程度だと思うのですけれども、それ以外の各団体といたしますか、構成の委員がいますよね。例えば国又は県の職員、関係団体の役員又は職員という形なのですが、その構成比率などというのは、ある程度決めてあるのですか。例えば国、県の職員から何%、各種団体から何%という形で、今までもそういった形で決めていたのか、全くその辺は関係なしに、その都度変わってきていたのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） まず、前回までの委員構成というのは、それ以前の委員構成を考慮して決めていたところでございます。今回の新たな組織といたしましては、先ほどお答えさせていただきましたように、未来創造戦略の産、官、学、金、労、言という役割の方をお願いするという事で、特に比率というものは考えていないのですが、そういった分野で委員を構成するという事で考えております。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 参考までに、もう一度、再理解するために、関係団体はどういったところがあるのかというのだけ教えていただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 前回の後期計画のメンバーということでの組織ということでお答えさせていただきますと、関係団体になりますと、商工会議所、森林組合、観光協会、社会福祉協議会、こちらが第2号ということで4団体ございます。次に、第3号になりますと、区長連絡協議会、小中学校校長会、女性団体連絡協議会などの6団体ということになってございます。

○委員長（高瀬重嗣） 深澤委員。

○委員（深澤正夫） 小野寺委員とか大豆生田委員とか、皆さんが言ったことは分かるのですけれども、こ

の条例を見るとみんな、組織としては20人以内というのは変わらない。再選を2年としたというのは、2年で再選を妨げないということになっているのが、問題ないのかなと私は思うのです。

今言ったように、結果的には2年以内で再選を妨げないというふうになっていれば、条例上の問題もないし、小野寺委員が言ったような、何で2年なのだというのではなくて、2年として再選は妨げない。2年になっても決まらなければ、またその任に、その後続けてやってもらうということで考えているのですね。そうですね。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 深澤委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（高瀬重嗣） 深澤委員。

○委員（深澤正夫） あともう一つは、皆さんが言うように、女性だから、男性だからというのですけれども、分かるのですけれども、やっぱり女性ばかりではなくて男性も、女性を何で選ばないのだと言っているのですけれども、それは部長が言ったように、選んでも、そういうところに参加するというのはなかなか難しいなと思うのです。だから、それは一概に駄目ではなくて、確かめたのだけれども、結果的には駄目だったとなっているのかなとは思っています。そんなことで。

○委員長（高瀬重嗣） それは意見ですね。意見は後で取りますので、今は質疑の段階なので。

ほかに質疑はございませんか。

（「3回やっちゃった」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） よろしいです。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） これは各種団体をお願いするわけですね、推薦を。そうすると、団体のほうで委員を推薦してくるという形になるのですか。そこをちょっとお聞きします。

○委員長（高瀬重嗣） 大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 小野寺委員がおっしゃるとおり、団体のほうで委員を推薦していただくこととなります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 私からちょっとお伺いしたいのですが、2年間審議会やって、計画の策定が終わりました。終了しました。2年がここにあったとしたら、2年間でその任期は終わりなのですが、再任というのは、審議が終了している場合は、もう2年たったら再任はしないということですか。

大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） 委員は、継続していくということで考えております。

○委員長（高瀬重嗣） そうすると、常にこの審議委員は存在するという形で2年ごとに、これから常設されるということですね。

大久保政策推進課長。

○政策推進課長（大久保泰志） おっしゃられたとおり、これから検証も続けてまいりますので、常時委員がいるという、そういった組織になるということで改正いたします。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。意見がある方いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 意見はないようですので、意見を終わります。

それでは採決いたします。

議案第35号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 大田原市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣) 次に、日程第3、議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(磯 雅史) 引き続き、議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本日は担当の遠山情報政策課長に改めて説明させますので、よろしく申し上げます。

○委員長(高瀬重嗣) 遠山情報政策課長。

○情報政策課長(遠山雅之) 議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書224ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、法定事務以外でも、条例に規定することにより、独自利用事務として個人番号を利用することができます。

現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、標準準拠システムへの移行作業を進めているところでありますが、移行に当たりまして、住登外者、これは住民基本台帳に登録がない者を言いますが、この住登外者の宛名番号管理機能を移行後のシステムに実装することから、住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として追加規定するとともに、本市の妊産婦医療費助成事務、重度心身障害者医療費助成事務、ひとり親家庭医療費助成事務、こども医療費助成事務の4つの事務を新たに独自利用事務として追加規定するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容について説明をいたしますので、お戻りいただき、217ページの議案書新旧対照表を

御覧ください。本改正条例におきましては、住登外者の情報の管理に関する事務を加える規定と4つの医療費助成事務を加える規定の施行日が異なるため、二条建てとし、それぞれ改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

まず、第1条の住登外者の情報の管理に関する事務を加える改正であります。個人番号の利用範囲を規定する第4条中、第3項の次に、市長又は教育委員会が、住登外者宛名情報であって自ら保有するものを利用することができる旨の規定を第4項として加え、218ページに移りまして、改正前、第4条第4項中、前2項を第2項に改めまして、第4項を1項繰下げ、第5項といたします。

次に、特定個人番号利用事務を規定する別表第1ですが、既に規定しております「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を1の項とし、1の項の次に2の項として、「住登外者の情報の管理に関する事務」を加えます。

次に、別表第2ですが、改正前に規定していた、利用する特定個人情報の規定のうち市長が保有する旨の規定は、本則第4条第2項に規定していることから削りまして、新たに住登外者宛名情報を加えます。

以上が第1条の改正内容となります。

続きまして、第2条の4つの医療費助成事務を加える改正内容ですが、219ページを御覧ください。別表第1ですが、1の項の次に2の項から5の項まで、4つの医療費助成事務を加えまして、第1条の改正で規定しました2の項を4項繰下げ、6の項といたします。

次に、別表第2ですが、219ページから223ページまでとなります。同様に、1の項の次に2の項から5の項まで、4つの医療費助成事務、利用する特定個人情報を規定いたします。

以上が第2条の改正内容となります。

最後に、附則ですが、第1項で、施行期日を国が示す標準準拠システム移行日である令和7年11月25日と規定し、ただし書により、第2条の改正規定の施行期日を、4つの医療費助成事務の情報連携開始予定日である令和8年2月1日と規定いたします。

以上、議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光） 確認なのですが、今回、第2条のほうに医療費助成が入っているのですが、これは多分マイナンバーカードとマイナ保険証というか、ひもづけしていなくても、これは可能だとは思いますが、行政的には、事務的には、ひもづけしてあったほうがやりやすいのかということと、今現在ひもづけしている方というのは、どれぐらいいらっしゃるのかというのがもし分かればお願いします。

○委員長（高瀬重嗣） 遠山情報政策課長。

○情報政策課長（遠山雅之） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正の目的としまして、4つの医療費助成事務について、今国が進めています医療費助成制度の受給資格者証、紙の証明書とマイナンバーカードの一本化に対するための例規改正なのですが、これにより病院受診時にマイナ保険証を提示することで、従来必要だった受給資格者証を実際に提示する必要がな

くなります。医療機関にとっても窓口にとっても、受給資格者証の確認作業がなくなるなど、大変利便性の高まる仕組みなのですが、こちらはあくまでもマイナ保険証という形で使用しないと使えない機能でして、こちらはマイナ保険証にということが必要になります。

ただ、今回の例規改正のもう一つの目的として、こういう医療費助成事務について、窓口で申請時に、マイナンバーを使って個人を連携させ、別なサービスで取得した情報を連携させるということで、添付書類を省略するという利便性が高まる部分があるのですが、そちらについてはマイナ保険証である必要はないので。病院での手続はマイナ保険証が必要で、市の手続ではどちらでもというような形になります。

もう一点、先ほどの2つ目のご質問として、マイナ保険証の取得状況なのですが、厚労省の発表で、マイナンバーカードの取得率が約78%、そのうち85%弱ぐらいがマイナ保険証を取得しているということで、人口で割り返すと、全国的には約六十何%、70%弱ぐらいの保有率になります。

本市の状況としては、国民健康保険と後期高齢者医療保険のパーセントは把握できたのですが、そちらが大体両方とも70%ぐらいですので、大体全国の取得率ぐらい、大田原市も同じような状況であると考えております。

以上になります。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） これを見ますと、大体データの整理の準備を行っているところでありますけれども、システムの標準化というのは、令和7年度末には終わると見込んでいいのか、それとも場合によっては令和8年度に行くというようなこともあるのですか、そのこのところ。

○委員長（高瀬重嗣） 遠山情報政策課長。

○情報政策課長（遠山雅之） ただいまのご質問にお答えします。

基本的に国が示している期限としましては、本年度いっぱい標準移行するということなのですが、ただベンダー、システム製造会社の都合により遅れる場合によっては、遅れても大丈夫ということになっておりまして、本市のシステムですと3事業、障害者関係の支援システムとか、基本的にTKCのシステムを使っているのですが、それ以外の事業者の製造が遅れていることから、11月25日のほかの標準化とは合わせられず、今年度中にも、来年度以降に導入予定になっております。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） よく分かりました。それで、大田原市の場合、いろいろ業務があると思うのですが、大体幾つの業務に関連しているのかお伺いします。

○委員長（高瀬重嗣） 遠山情報政策課長。

○情報政策課長（遠山雅之） 標準化の関係でよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○情報政策課長（遠山雅之） 標準化につきましては、基幹型と言われる住民基本台帳とか、そういった仕組みのものになりまして、事業数で言うと20の項目というのでしょうか、事業になります。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 意見がないようですので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第36号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第37号 大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣) 次に、日程第4、議案第37号 大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

鈴木経営管理部長。

○経営管理部長(鈴木浩行) 議案第37号 大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく行政手続に関しまして、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤久子) では、私から議案第37号 大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、234ページの議案書補助資料を御覧ください。初めに、議案の概要ですが、この条例は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、市の条例、規則等に基づく申請、届出、その他行政手続について、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めることを目的とし、平成26年10月1日に施行したものであります。

具体的には、市民等が行う申請や届出、市が行う行政処分のお知らせ、計画等の縦覧や閲覧、市職員が行う書面等の作成や保存といった行政手続に関し、他の条例等で書面により行うとしているもの、署名等をすることが規定されているものについて、個別にそれぞれの条例等を改正することなく、申請や処分通知等がオンラインでできる旨を規定しています。法律の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたことに伴いまして、関係部分を改正するものであります。

それでは、225ページにお戻りください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に

掲げる規定に下線で示すように改正いたします。この条例の題名を「大田原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めます。

第1条の改正は、法律の題名が改正され、合わせて使用する用語を整理するため、全文改正としておりますが、行政手続等に係る利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るという目的につきましては大きな変更はございません。

次のページに移りまして、第2条第2号の規則等、第3号の市の機関の用語の意義を整理し、次のページに移りまして、第7号、第8号の処分通知等の定義に、市が各種行政手続の経由機関となる場合も、この条例の規定を適用する旨を加えます。この経由機関についてであります。行政手続において、直接目的の行政機関に申請するのではなく、ほかの行政機関を経由しなければならないことが義務付けられているものことでありまして、具体的にはパスポートの申請、指定文化財の各種届出などがこれに該当いたします。

次のページに移りまして、第3条第4項の改正は、申請等への署名に代わり電子情報処理組織を使用する方法、いわゆるオンライン申請により行うことができる具体的なものとして、個人番号カードを利用してマイナポータルの使用を例示いたします。

同条に第5項として、申請等に係る手数料の納付方法に、新たに電子納付をすることができる規定を、次のページに移りまして、第6項として、オンライン申請に関し、本人確認が必要な場合、原本確認が必要な場合の取扱いの規定を新設します。

第4条第1項の改正は、処分通知等をオンラインで行う場合についての除外例をただし書として加え、次のページに移りまして、同条に第5項として、オンラインで行う処分通知等に関し、本人確認が必要な場合及び原本の交付が必要な場合の取扱いの規定を新設します。

第5条及び次のページの第6条の改正は、用語の整理をするものです。

旧第7条は、改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律で、地方公共団体に関する情報システムの整備等に関する努力義務が規定されたことに伴いまして、内容が重複することから、当該条文を削るものです。

新たに第7条として、この条例の適用除外を新設いたします。

次のページに移りまして、第1号として、申請等に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合、許可証等を書面で事業所に備え付ける必要がある場合、その他規則で定めるもの。第2号として、ほかの条例等の規定において、オンライン申請により行うことが規定されているものとします。

新たに、第8条として、オンライン申請に当たり、市が地方公共団体情報システム機構の公的個人認証サービスで本人確認ができる場合は、規則で定める住民票の写し、印鑑証明書等の添付を不要とすることを可能とする規定を新設いたします。

第8条を第9条とし、第10条の改正は、規則への委任に関し、委任先を規則等から市の機関に改めるものです。

次のページに移りまして、附則であります。附則第1項として、この条例の施行日を公布の日からとします。

附則第2項として、この条例の題名改正等の影響を受ける大田原市民間事業所等が行う書面等の保存等

における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正いたします。

説明は以上であります。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 大変便利になるということもあるのでしょうかけれども、これは大田原市民にとりましては、どの程度の影響が出るのかと思っているのですけれども、結局オンライン化により、市民の利便性が向上するということはよく分かるのですけれども、便利になる主な手続例、これを幾つか挙げていただければありがたいと思うのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案書補助資料にも添付をさせていただいておりますが、238ページからの手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況ということで、一覧を載せさせていただいております。これらの手続につきましては、現在オンラインで申請等ができるものとなっておりますが、数字等を見ただけですと、件数がゼロになっているものも結構多い手続数になっています。この辺りの情報発信といいますか、市民の方に対する、申請等ができるというような広報活動といいますか、そういったものをもう少し強化していかなければならないなどは考えておりますが、今のところ、これらの手続がオンラインで申請できるものとなっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） ではまず、本市の今のマイナンバーカード申請はどれぐらいになるのか。

○委員長（高瀬重嗣） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 令和7年4月末時点で、マイナンバーカードの保有率は79.7%になっております。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） マイナンバーというのは、やっぱり高齢の方は特にだと思のですが、心配な点が、やっぱりなくしてしまったりとか、どこかに入ってしまったりとか、そういうことも含め心配なのだと思います。やはりここで本人確認がしっかりできるかどうかということはとても問題だと思っておりますが、市としてはこれに対する対策というか、そういったものはどのように考えているのか伺います。

○委員長（高瀬重嗣） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 今回の条例改正で、厳格な本人確認が必要なものというのは、この条例から適用除外ということになっておりますので、その辺り、真に必要な場合というのは、何かしらの方法で本人確認というのを強化していきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） その説明の中で、申請等に虚偽がないかどうかという部分がとても気になっているのですけれども、この虚偽というのは、どうやって見分けるというか……どうするのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 虚偽の申請かどうかということを見分けるというのは、大変難しい問題になって

くるかとは思いますが、必要であれば、例えば受け付けて、その後、申請された方に確認の意味での通知を送ったりとか、そういった方法は一つ取れるかなど。本人の申請であるということを確認するために、こちらから相手方に通知を出して確認をするという方法も一つあるかとは思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今に関連するのですけれども、虚偽があるかないか、対面によりする必要があると思うのですけれども、これは適用除外になる。

○委員長（高瀬重嗣） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 厳格な本人確認が必要なものについては、適用除外ということで条例の中に新設をしております。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、意見を終わります。

それでは採決いたします。

議案第37号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時16分 散会